

市民相談(6月分)

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。中止の場合は、市ホームページでお知らせします。

祝日、休日の受付・相談はありません。  
秘密厳守・無料  
同一内容の相談は原則1回  
場 市役所1階市民相談室101・102  
問 魅力創造発信課  
TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など  
▼弁護士※予(1人30分・先着14人)  
毎週木曜日13:00~16:30  
▼司法書士※予(1人30分・先着8人)  
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記  
▼司法書士※予(1人30分・先着4人)  
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など  
▼税理士※予(1人30分・先着6人)  
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など  
▼行政書士※予(1人30分・先着6人)  
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など  
▼宅地建物取引士※予(1人30分・先着6人)  
第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など  
▼行政相談委員予前日までに  
第4火曜日10:00~12:00

固定資産税・都市計画税(第1期分)、軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限ま

市税は納期内に納めましょう

問 納税課  
TEL 06・6992・1852~1854

〜猶予期限に注意してください〜  
市税の徴収猶予特例を受けている場合は、期限の確認をお願いします。納付書を紛失した場合は連絡してください。  
市では随時、納税相談を行っていますので納付が困難な場合は連絡してください。

新型コロナウイルスの影響により徴収猶予の特例を受けられた人へ

また、6月3日(木)から郵送やコンビニエンスストアなどでも課税(非課税・無収入)証明書が発行可能となります。コンビニエンスストアなどの発行は、マイナンバーカードが必要となります。  
本人確認ができるもの(運転免許証

問 納税課  
TEL 06・6992・1852~1854

でに納付が無い場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が増加されます。今月は、個人住民税の普通徴収分の第1期分の納期限です。6月30日(水)までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。納付できる資格があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差し押え・公売などを行うこととなりますので、必ず納期限内での納付をお願いします。なお、病気や失業などの理由により納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。



問 門真税務署  
TEL 06・6909・0181

門真税務署からののお知らせ  
税務署での面接相談は電話での事前予約が必要です。  
▼還付手続きなどの確定申告  
▼修正申告・更正の請求  
▼その他個別相談  
注 感染リスク軽減のために自宅からのパソコン・スマートフォンでの申告も検討してください。  
詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

毎月	場所	6月
第2火曜日	北部	8日
第3火曜日	錦	15日
第4火曜日	八雲東	22日
第2木曜日	南部エリア	10日
第3木曜日	東部エリア	17日
毎月	場所	7月
第1木曜日	庭窪	1日

時 全て10:00~12:00

問 福祉の総合相談  
TEL 06・6992・2715

備 当日直接  
問 守口市社会福祉協議会

場 ①市役所7階守口市社会福祉協議会(藤田町4-20-1)  
②いきいきネット相談支援センター  
③各コミュニティセンター

時 ①平日午前9時~午後5時30分②平日午前10時~午後4時(表の開催日時を除く)③平日(表のとおり)

お知らせ

個人市民税・府民税の納税通知書

市では、令和3年度個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の普通徴収分、公的年金からの特別徴収分の納税通知書を発送します。

普通徴収とは、納税義務者が金融機関などに出向き、個人住民税を納める方法です。公的年金からの特別徴収とは、年金保険者(日本年金機構など)が個人住民税を年金から直接徴収して市へ納める方法です。不明な点は問い合わせください。

個人市民税・府民税の課税(非課税・無収入)証明書の交付

6月3日(木)から令和3年度(前年中所得)の課税(非課税・無収入)証明書の交付を行います。

証明書が必要な人は、平日午前9時~午後5時30分(※毎週金曜日は午後8時まで、毎週日曜日は午前9時~午後1時まで受付)に証明書発行コーナー(市役所1階北エリア)へお越しください。

また、6月3日(木)から郵送やコンビニエンスストアなどでも課税(非課税・無収入)証明書が発行可能となります。コンビニエンスストアなどの発行は、マイナンバーカードが必要となります。

やマイナンバーカードなどの顔写真があるものは1点。健康保険証や介護保険証などの顔写真がないものは2点。本人以外の証明書を申請する場合には、代理人の本人確認ができるものおよび委任状。同居(守口市内)の親族の場合、委任状は不要

注 確定申告の受付が延長されたことにより、個人市民税・府民税の納税通知書や証明書に確定申告の内容が反映されていない場合があります。その場合は税務署から市役所へ確定申告書を送られ次第、順次、個人市民税・府民税の決定・変更を送付します(証明書の交付・発行も反映後となります)。

注 アルバイト・パートなどの少額の収入があり、個人市民税・府民税の申告をしていない人は、当日証明書を交付できません。来庁前に問い合わせください。

問 課税課・市民税担当  
TEL 06・6992・1456

個人市民税・府民税の減免制度

生活保護を受けている人、災害に遭った人、失業中の人などは、一定基準により個人市民税・府民税の減免を受けることができます。詳しくは問い合わせください。

問 課税課・市民税担当  
TEL 06・6992・1456

固定資産税・都市計画税

住宅の敷地(住宅が建っている土地)に対して、課税標準額が次のように減額されます。

- ▽200㎡までの部分  
固定資産税Ⅱ3分の1に減額  
都市計画税Ⅱ3分の1に減額
  - ▽200㎡を超える部分(住宅床面積の10倍まで)  
固定資産税Ⅱ3分の1に減額  
都市計画税Ⅱ3分の2に減額
- 注 住宅を取り壊し、賦課期日(毎年1月1日)時点で更地のままにしており、住宅以外(駐車場など)に利用すると、減額措置が適用されず税額が上昇することになります。
- 問 課税課・資産税担当  
TEL 06・6992・1474

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。  
時 6月27日(日)  
9:00~13:00  
場 納税課  
TEL 06-6992-1851~1854

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報などを受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593 Mori\_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次のような情報をお待ちしています。  
▽仕事をしているのに市に報告していない  
▽財産があるのに、生活保護費を受給している  
▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている  
▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある  
▽自身の処方薬を他人に渡している  
▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない